



政府広報

政府からのお知らせ

みなさまのための

生活再建 ハンドブック

第2次補正予算追加「改訂増補版」

vol

3- 生活再建

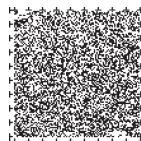
このハンドブックは、第1次補正予算の内容をお知らせした「生活再建・事業再建ハンドブック」(5月12日発行)に、今回の第2次補正予算(7月25日成立)に盛り込まれた項目を追加した「改訂増補版」としてみなさまにお届けするものです。



平成23年(2011年)8月12日発行

ご自由にお持ち帰りいただき、ぜひご活用ください。

※この冊子は音声コードが各ページに印刷されています。



すべては一日も早い 被災地の生活再建・安心のために――。

7月25日、震災からの復旧に向けた対策を進めるため、
約2兆円の第2次補正予算が国会で成立しました。

このハンドブックは、第1次補正予算の内容をお知らせした
「生活再建・事業再建ハンドブック」(5月12日発行)に、
今回の第2次補正予算に盛り込まれた項目を追加した
「改訂増補版」として、みなさまにお届けするものです。
みなさまの生活再建のため、ぜひお役立てください。

第2次補正予算の全体像

総合計 1兆9,988億円

被災者支援関係経費

3,774億円

- 被災者生活再建支援金 3,000億円
- 事業再建の支援 774億円

原子力損害賠償法等関係費

2,754億円

- 福島県 健康基金 962億円
- 放射能モニタリングの強化 774億円 など

東日本大震災復旧・復興予備費

8,000億円

予測が難しい事態にも
臨機応変に対応するための予算を確保します

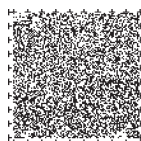
地方交付税交付金

5,455億円

地方公共団体の復旧に向けた
自主的な取組を国がサポートします

※合計額には、この他に、東日本大震災復興対策本部に必要な経費(5億円)を含む

**第1次補正予算(5月2日成立)では、
4兆153億円を計上。
(第2次補正予算との合計約6兆円)**



被災されたみなさまへ

4 東電福島原子力発電所事故のこと

9 おかねのこと

11 住まいのこと

14 しごとのこと

18 医療・福祉のこと

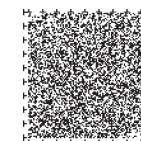
24 子育て・教育のこと

27 がれき・廃棄物処理のこと

28 県・市町村役場連絡先一覧

30 お問い合わせ先一覧

住宅に大きな被害を
受けられた方、
生活再建支援金って
ご存知ですか？
詳しくは9ページを
ご覧ください。



東電福島原子力発電所事故のこと

子どもをはじめ、みなさまの健康の確保のために

1 福島県民のみなさまの健康確保のための基金を創設します

新規

→2次補正 962億円

国からの交付金をもとに福島県が基金を創設し、福島県が県民の健康確保のためにさまざまな取組をおこないます。

〈取り組まれる事業の例〉

- 福島県民全員を対象とする、被ばく量推定のアンケート
- 福島県内の全ての子どもを対象とする、継続的な(10年間程度)がん検診
- 福島県内の全ての子ども・妊婦を対象とする、個人用積算線量計(フィルムバッジ)の貸与



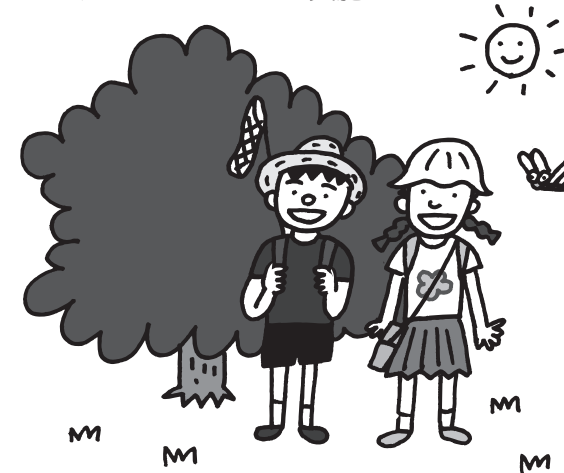
- 専用の測定装置などを整備し、内部被ばくの検査体制を強化



- 子どもが頻繁に利用する場所(学校、公園など)での、除染活動



- 福島県内の小中学生の希望者を対象とする、サマーキャンプの実施など



お問い合わせ先

福島県保健福祉部子育て支援課

024-521-7198

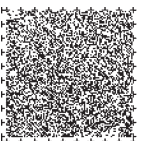
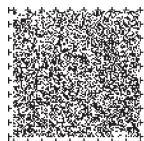
(月～金 8:30～17:15 祝日除く)

2 校庭などの土壌入れ替えの費用を補助しています

拡充

→2次補正 50億円

子どもが受ける放射線量を減らすため、校庭や園庭の空間線量が毎時1マイクロシーベルト以上の公立・私立学校や児童福祉施設などを対象に、表土除去処理事業の費用を補助しています。



東電福島原子力発電所事故のこと

関係者のみなさまへの賠償を迅速、適切におこなうために

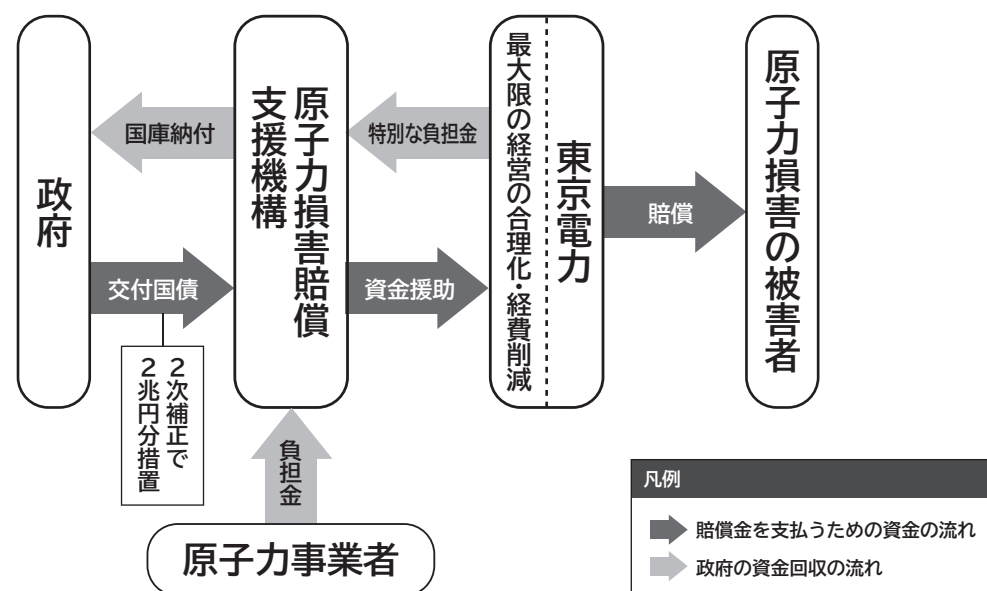
1 賠償支払いに必要な予算、仕組みを万全にします



東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故により生じる原子力損害に関して、事故との相当因果関係が認められるものについては、東京電力より、損害に対して適切な賠償がおこなわれることとなります。

- 政府として、この損害賠償の支払いが迅速、適切におこなわれるよう、原子力損害賠償の支援をおこなう機構を新たに設立し、政府から機構に最大2兆円の国債を交付し、損害賠償の支払いを支援します。
- 東京電力と被害者間の賠償を円滑に進めるため、文部科学省に原子力損害賠償紛争審査会を設置し、原子力損害の範囲の判定等に関する指針を策定しています。
- また、原子力損害の賠償に関する紛争が生じた場合には、同審査会において和解の仲介をおこないます。

■損害賠償支払いのためのしくみ



お問い合わせ先 ●賠償の手続きなどについて

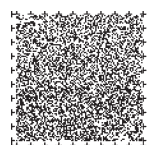
東京電力 ☎ 0120-926-404 (月～日 9:00～21:00)

●指針などについて

文部科学省研究開発局原子力課

03-5253-4111(内線4576) (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-6734-4419



放射能に関するみなさまの不安を減らすために

1 福島県や全国の放射線モニタリングを強化し、把握した情報を提供します



→1次補正 17億円、2次補正 235億円 (2・3の予算額を含む)

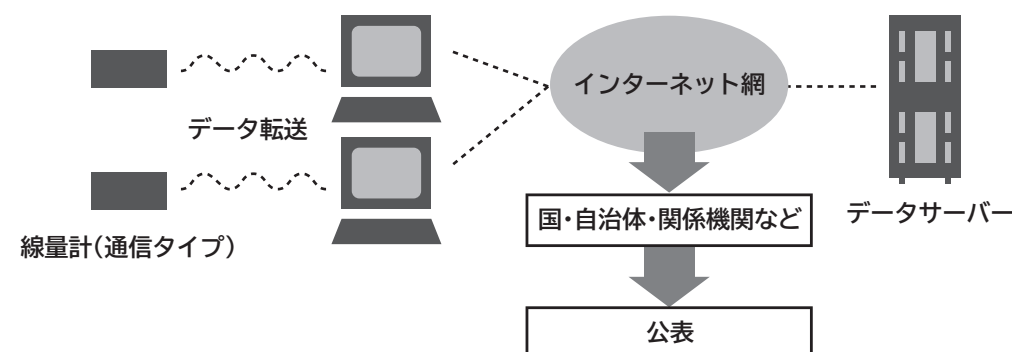
福島県および全国の放射線モニタリングデータの把握をさらに充実・強化します。また、把握した情報は、ホームページなどを通じてみなさまに提供してまいります。

- 福島県内の放射線量の状況を広域的に把握し、学校や地域住民の安全・安心の確認に活用します。
- 可搬型モニタリングポストを福島県内の全市町村に計354台、および福島県隣接県(宮城、山形、新潟、群馬、栃木、茨城)に130台設置
- 小・中・高校、幼稚園、保育所、公園などにリアルタイムで放射線量を測定するシステムを導入し、測定結果をリアルタイムで公表します



可搬型モニタリングポスト

■リアルタイム線量測定システムのイメージ



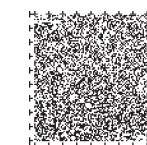
- 全国における放射線モニタリングを強化します。
- 全国にモニタリングポストを計250台増設
- 青森県から愛知県まで(現在は福島県と隣接県の一部)におよぶ広域的な放射線量分布を把握するための航空機による調査などを実施

お問い合わせ先 文部科学省 科学技術・学術政策局

原子力安全課防災環境対策室

03-6734-4039 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-6734-4042



東電福島原子力発電所事故のこと

2

水産物への放射性物質の影響に関する調査を強化し、把握した情報を提供します

→2次補正 5億円



国内外の水産物の安全性に対する不安を解消し水産業の復興を支援するため、水産物への放射性物質の影響に関する調査を強化し、その結果をホームページを通じて国内外に発信します。

①水産物の放射性物質調査事業

原発事故周辺海域のカツオ、サバ、サンマといった回遊性魚種などについて、県や漁業者団体などと連携し、計画的な調査を実施します。

②放射性物質影響解明調査事業

高精度な分析に必要な機器を整備するとともに、水生生物(魚介類のほか、その餌となるプランクトンなども広く含む)における食物連鎖を通じた放射性物質の蓄積などについて、科学的な調査を実施します。

お問い合わせ先

①の事業について 水産庁漁場資源課 03-3502-8487 FAX 03-3502-1682

②の事業について 水産庁研究指導課 03-6744-2370 FAX 03-3591-5314

(月～金 9:30～18:15 祝日除く)

3

農地や森林の土壌などへの放射性物質の影響に関する調査を強化し、把握した情報を提供します

→2次補正 3億円



農業や林業の継続・再開に向けた農業者、林業者のみなさまの取組などに役立てるため、農地や森林の土壌への放射性物質の影響に関してくわしく正確な情報を把握し、その結果をみなさまに提供してまいります。

●農地の土壌中の放射性物質濃度の調査について、特定避難勧奨地点の設定などを踏まえて、調査点数を大幅に拡大(約500地点→約3,000地点)します。

●東電福島第一原発の周辺地域の大半を占める森林地域において、新たに、空間線量率や土壌などの放射性物質濃度の調査をおこないます。

お問い合わせ先

●農地の土壌の調査について

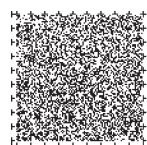
農林水産省農林水産技術会議事務局技術政策課

03-3502-7406 (月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-3507-8794

●森林内の調査について

林野庁森林整備部研究・保全課

03-3501-3845 (月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-3502-2887



おかねのこと



居住する住宅に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給しています

→ 1次補正 520億円
2次補正 3,000億円

災害により居住する住宅が全壊した、など著しい被害を受けた方々に対し、住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」が、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。支給額はその2つの支援金の合計になります。

●1世帯あたりの金額(単身世帯は3/4の額となります)

基礎支援金 全壊など:100万円 大規模半壊:50万円

加算支援金 建設・購入:200万円 補修:100万円 賃借:50万円

※基礎支援金のみを先に申請することも可能です。

※再建方法を変更した場合(賃貸→建替など)、差額分について再申請が可能です。

※郵送で申請することも可能です。

※アパートに賃借して住んでいた場合も含まれます。在留外国人の方にも支援金が支給されます。

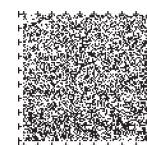
※地震や津波ではなく、東電福島第一原子力発電所の事故により避難されている方は本支援金の対象外です。

〈例〉震災で住宅が全壊した後、避難所や賃貸アパートに移り住み、その後新居を建設・購入する場合、支給額は300万円となります。震災で住宅が全壊し、避難所で生活した後、賃貸アパートに移り住んだ場合の支給額は150万円となります。

申請手続きに必要な書類が簡素化されています

- り災証明書は全壊の事実がわかる写真でも結構です
- 住民票の提出が困難な場合、口頭で本人確認などができれば結構です
- 預金通帳の写しは銀行名、支店名、口座番号がわかれば結構です

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村役場(P28・29参照)



おかねのこと

災害弔慰金や災害障害見舞金を支給しています →1次補正 485億円

1 災害弔慰金

災害により死亡された方のご遺族に、弔慰金を支給しています。

- 生計維持者が死亡された場合は**500万円**
- その他の方が死亡された場合は**250万円**

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村役場(P28・29参照)

2 災害障害見舞金

災害により重度の障害を受けた方に、見舞金を支給しています。

- 生計維持者が重度の障害を受けた場合は**250万円**
- その他の方が重度の障害を受けた場合は**125万円**

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村役場(P28・29参照)

災害援護資金などが無利子で借り入れできます →1次補正 606億円

3 災害援護資金貸付

災害により住居や家財に被害を受けたり、世帯主が重傷を負った場合、一定所得以下の世帯の方は、被災状況に応じて**150万円～350万円を無利子**^{※1}でお借りいただけます。償還期間は13年^{※2}です。

※1 保証人がいない場合は年利1.5% ※2 当初6年(特別な場合は8年)は無利子で償還は不要です

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村役場(P28・29参照)

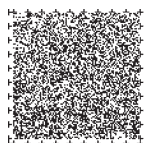
4 生活復興支援資金貸付

※この内容は6月8日時点の情報に更新しています

被災された低所得世帯の方は、しばらくの間の生活費や転居費など、生活の再建を支援する「生活復興支援資金」を無利子でお借りいただけます。

- 一時生活支援費(当面の生活費):**最高20万円**
- 生活再建費(住居の移転費、家具などの購入に必要な費用):**最高80万円**
- 住宅補修費(住宅の補修などに必要な費用):**最高250万円**

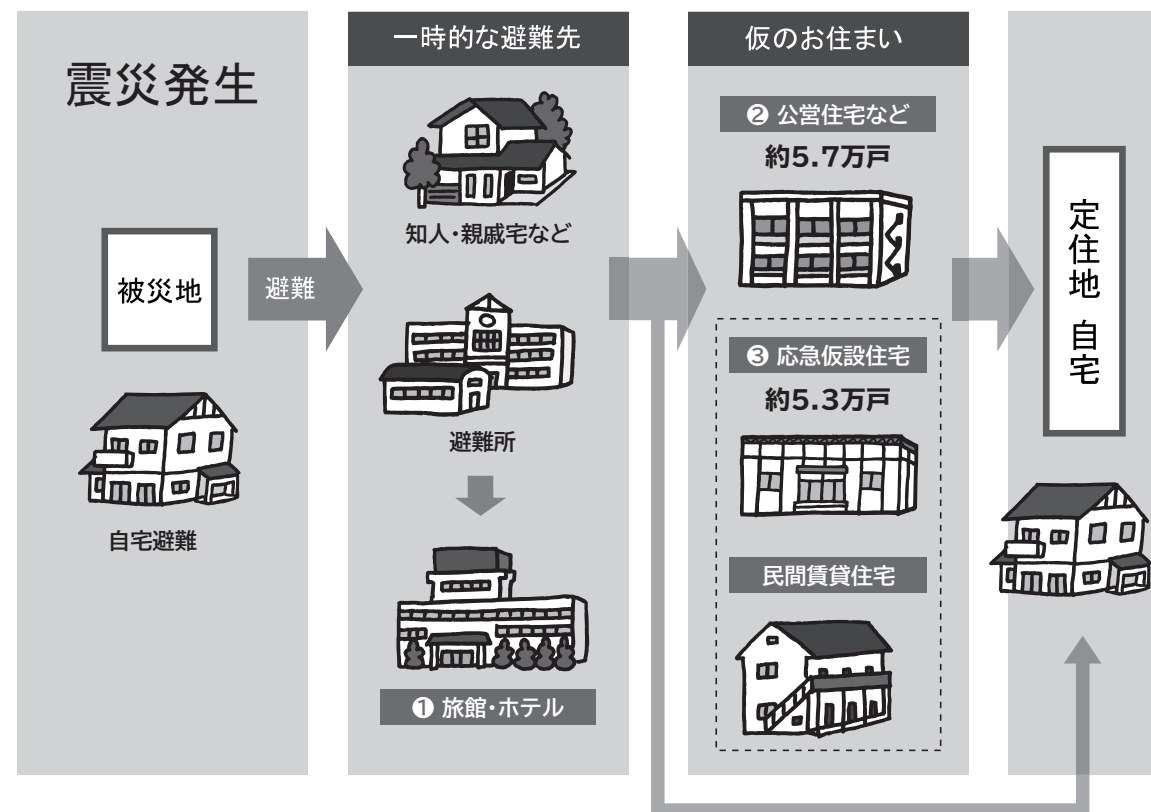
お問い合わせ先 各都道府県・市町村の社会福祉協議会



住まいのこと

応急仮設住宅を整備しています

→1次補正 3,626億円



①旅館・ホテル

自治体が避難所として指定した旅館・ホテルについては、継続的に居住できる施設が確保されるまでの当分の間、宿泊することが可能です。2泊3日などのショートステイの場合も、無料で活用できます。

お問い合わせ先
各市町村役場(P28・29参照)

②公営住宅・国家公務員宿舎など

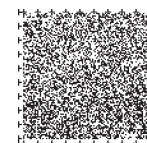
公営住宅・国家公務員宿舎などについては、半年～2年間程度無料で入居可能です。現在約6万戸をご用意しております(7月25日時点の入居済または入居者決定戸数は14,340戸)。
※食費、光熱水費は自己負担となります。

お問い合わせ先
被災者向け公営住宅等情報センター
03-5229-7633 (月～金 10:00～17:00 祝日除く)

③応急仮設住宅

応急仮設住宅については、無料で入居可能で、岩手・宮城・福島で約53,000戸(各県の調査による7月22日時点の数値。民間賃貸住宅を除く)をご用意する予定で、8月1日時点の入居済または入居者決定戸数は31,214戸です。また、みなさまが個人として独自にアパートなどを賃借した場合、申請して一定基準を満たせば、後日、県が応急仮設住宅として借り上げる手続きを取り、家賃は無料となります。民間賃貸住宅への8月1日時点の入居済または入居者決定戸数は47,896戸です。 ※食費、光熱水費は自己負担となります。 ※住宅の応急修理との併用はできません。

お問い合わせ先 各市町村役場(P28・29参照)



住まいのこと

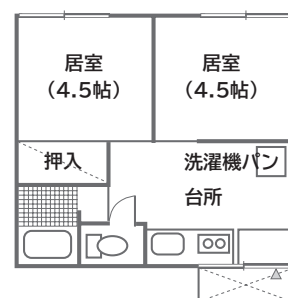
仮設住宅の入居期間の延長が可能になりました

建築工事の完了から最長で2年3カ月とされている仮設住宅への入居期間について、県などの判断で、1年ごとに延長できるようになりました。

定住地を得るまでの支援の比較

	① 旅館・ホテル	② 公営住宅・ 国家公務員宿舎など	③ 応急仮設住宅	県が借り上げた 民間賃貸住宅
家賃	無料	無料	無料	無料
食費	無料	自己負担	自己負担	自己負担
光熱費	無料	自己負担	自己負担	自己負担
期間	数週間程度	半年～2年間	2年3カ月 ※1年ごとに延長が可能	2年以内

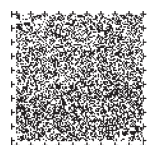
応急仮設住宅の標準的な間取りイメージ



仮設住宅に関する情報サイト

仮設住宅の着工・完成状況や完成の見通し、岩手県、宮城県、福島県の入居募集状況、設置予定場所や時期について、各県ホームページにリンクして、情報が入手できます。

http://www.mlit.go.jp/report/daisinsai_top.html



自宅が被災した方への融資や修理などの支援策があります

災害復興住宅融資

被災されたご自宅の補修・再建資金について、住宅金融支援機構がおこなう災害復興住宅融資の金利を引き下げています（補修の場合は当初5年間1%、建設・購入の場合は当初5年間0%など）。住宅に被害がなく、宅地のみに被害が生じた方むけの融資制度も新たに設けました。（平成27年度末まで）

お問い合わせ先 住宅金融支援機構（災害専用ダイヤル）

☎ 0120-086-353 ※無料（月～日 9:00～17:00 祝日除く）

FAX 03-5800-8258 （FAX対応専用）



住宅金融支援機構
携帯サイト

被災住宅の無料診断など

被災した住宅の補修・再建について、無料の診断・相談を受け付けております。まずは「住まいるダイヤル」までお電話ください。

お問い合わせ先 国土交通大臣指定住宅相談窓口

「住まいるダイヤル」（ナビダイヤル）

0570-016-100 （月～金 10:00～17:00 祝日除く）

応急修理

住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住居の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理について、市町村が52万円まで費用を負担します。事前に各市町村にお申し込みください。

お問い合わせ先 各市町村役場（P28・29参照）

既存の住宅ローンについて

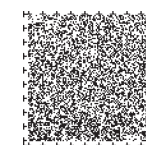
金融庁は、金融機関に対して、被災者からの貸付条件の変更などの申込に対し、積極的に対応するように要請しています。既存の住宅ローンのご相談については、まずはお取引金融機関にお問い合わせください。金融機関の相談窓口一覧は、金融庁ホームページおよび携帯サイトに掲載しております。

お問い合わせ先

金融機関の電話相談窓口、もしくは、
金融庁ホームページ東日本大震災関連情報
<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>



金融庁携帯サイト



しごとのこと



日本はひとつ
しごとプロジェクト

「日本はひとつ」しごとプロジェクト

被災されたみなさまの仕事と暮らしを日本中がひとつになって支えるため、「日本はひとつ」しごとプロジェクトとして政府をあげた総合対策を推進しています。

雇用創造のための事業を拡充しました

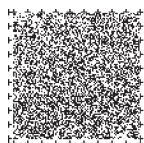
- 被災されたみなさまご自身が、仕事を通じて地域の復興に携わることができる取り組みをはじめました。
- 被災された方々を都道府県または市町村が**臨時職員**などとして直接雇用し、または、企業、NPOなどに委託して以下のような事業を実施することができます(この事業による求人は、順次ハローワークなどで募集しています)。
- この事業により、岩手県、宮城県、福島県を中心に全国で約14,500名の方が仕事に就かれています。

—お仕事の一例

- がれきの仕分けや流失した漁具の収集
- 避難所のパトロールや清掃
- 証明書の発行や義援金の給付など、市町村役場の事務補助作業
- 避難所や仮設住宅における高齢者の見守りや保健医療サービスの提供
- 子どもの一時預かりや子育て支援
- 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽

お問い合わせ先 お近くのハローワーク(P30参照)

※企業、NPOなどの方は、都道府県労働主管部局の各担当窓口



雇用保険の失業給付を拡充しました

→1次補正 2,941億円

- 被災して離職した方だけではなく、**休業**を余儀なくされた方にも**雇用保険**の基本手当を支給しています。
 - 被災して離職・休業を余儀なくされた方については、通常の支給日数(90日～330日※)の終了後、原則60日分の延長に加え、**さらに60日分延長**できるようにしました。
- ※雇用保険の加入期間などによって異なります。

お問い合わせ先 お近くのハローワーク(P30参照)

未払賃金を立て替えます

→1次補正 149億円

未払賃金立替払制度の充実

未払賃金立替払制度は、企業が倒産状態となり賃金が支給されない方に、国が企業に代わって、**未払の賃金※をお支払い(立替払)**するものです。

※対象は未払となっている給与と退職金の総額(2万円未満の場合は除く)のうち80%です。

なお、年齢ごとに上限額が定められています。

- 被災地域の方には、立替払を迅速におこなうための**申請手続の簡略化**などをおこないました。

お問い合わせ先 お近くの労働基準監督署(P30参照)

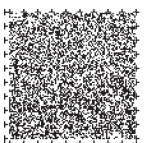
仕事探しや、職業訓練を支援しています

→1次補正 5億円

職業転換給付金の充実

- お住まいの地域**以外**の都道府県などで求職活動をおこない、職業訓練を受けることができるように、**交通費**や**宿泊料**のほか、訓練を受講した場合の**手当**を受け取れます。

お問い合わせ先 お近くのハローワーク(P30参照)



職業能力開発を支援しています

→1次補正 44億円

被災された方々の就職を支援するため、

- ①建設関連分野などの公共職業訓練の拡充
- ②公共職業能力開発施設でおこなう学卒者訓練や在職者訓練の**受講料などの負担軽減**
- ③被災した公共職業能力開発施設や認定職業訓練校の早期の復旧を図り、**早期の訓練再開**の促進をおこなっています。

お問い合わせ先

公共職業訓練の受講について…お近くのハローワーク(P30参照)

受講料の負担軽減について…職業訓練を受講する公共職業能力開発施設(P31参照)

認定職業訓練校の復旧について…事務所の所在地を管轄する都道府県

(岩手県・宮城県・福島県の代表 P28・29参照)

労働者の安全と健康の確保を支援しています

→1次補正 17億円

被災地域の労働者の方々などの安全と健康を確保できるよう、

- ①中小企業の労働者を対象とした臨時の**健康診断**
- ②被災労働者やそのご家族への**メンタルヘルス相談**
- ③被災地の復旧工事での安全確保、アスベストを含む「粉じん」を防ぐための**防じんマスク**を配布・貸与、着用の指導方法についての事業者への助言・指導などをおこなっています。

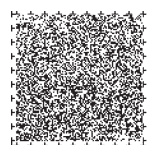
お問い合わせ先

お近くの労働局(健康安全課)または労働基準監督署(P30参照)

被災労働者やそのご家族のメンタルヘルスの相談について…

お近くのメンタルヘルス対策支援センター(P31参照)

また、職場のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)から、メールで相談することもできます。同サイトをご覧ください。



ハローワークの窓口を充実させます

→1次補正 98億円

失業された方々の求職活動支援や、雇用保険、雇用調整助成金の円滑な支給、新規学校卒業者などへの就職支援、専門家による求職者の方々の心の健康相談、住居・生活に関する情報提供・相談などが十分におこなえるよう、ハローワークの**相談員の大幅増員**など窓口強化を図っています。

- ハローワークの全国ネットワークを活用して、**被災者向けの求人を全国**で開拓しています。また、被災した方々を積極的に採用する企業による**就職面接会**を開催しています。
- 避難所や仮設住宅の集会場などでの出張相談などもおこなっています。

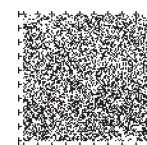
お問い合わせ先 お近くのハローワーク(P30参照)

賃金不払や労災保険のお悩みをご相談ください →1次補正 45億円

震災に伴う解雇・休業・賃金不払・労災保険給付などの労働条件・労災補償に関する相談・請求や、事業主からの労働保険料の納期限延長などの相談に迅速かつ丁寧に対応できるよう、被災地域の労働局および労働基準監督署における**相談・事務処理体制の充実**を図っています。

- 例えば、労働基準監督署に、**緊急相談窓口**や総合労働相談コーナーを設置します。また、労災保険に関する社会保険労務士などによる**出張相談**などもおこなっています。

お問い合わせ先 お近くの労働局または労働基準監督署(P30参照)



医療・福祉のこと

医療・介護・障害福祉の保険料などが減額・免除されます

7月1日以降、被災された方が窓口負担や利用者負担の免除を受けるには、免除証明書などの提示が必要となっていますので、ご加入の医療保険の保険者や市町村の窓口に申請してください。

1 医療保険料などの減額・免除 →1次補正 864億円

被災者の方で生活にお困りの方は、医療保険の**保険料の減額・免除**や一部負担金などの**窓口負担の免除**が受けられます。

〈医療保険の保険料の減額・免除について〉

●国民健康保険、後期高齢者医療の方

- 住宅が全半壊などの被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- 原発事故により「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている方
- 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難をおこなっている方などが対象。

お問い合わせ先 市町村などの各医療保険者の窓口

●協会けんぽ、船員保険、健康保険組合の方

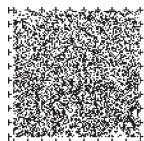
- 被災により被保険者への報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所の事業主と、その従業員の方が対象。

お問い合わせ先 健康保険組合などの各医療保険者や地方厚生局保険主管課の窓口

〈一部負担金や食費・居住費の自己負担の免除について〉

- 住宅が全半壊などの被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- 原発事故により「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている方
- 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難をおこなっている方などが対象。

お問い合わせ先 医療機関や地方厚生局医療課、各医療保険者の窓口



2 介護保険料などの減額・免除 →1次補正 275億円

被災者の方で生活にお困りの方は、介護保険の**保険料の減額・免除**、介護サービスの**利用料や施設入所者などの食費・居住費の自己負担の免除**などが受けられます。

- 住宅が全半壊などの被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- 原発事故により「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている方
- 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難をおこなっている方などが対象。

お問い合わせ先 各市町村役場(P28・29参照)

3 障害福祉サービスの利用者負担などの減額・免除 →1次補正 2億円

被災された障害者などの方で生活にお困りの方は、障害福祉サービスなどの利用者負担や障害者施設入所者の食費・居住費の**自己負担の減額・免除**が受けられます。

- 住宅が全半壊などの被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- 原発事故により「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている方
- 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難をおこなっている方などが対象。

お問い合わせ先 各市町村役場(P28・29参照)

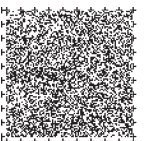
仮設住宅などで医療・福祉サービスを提供します

1 仮設診療所の整備補助 →1次補正 14億円

仮設診療所(薬局を併設するものを含む)、仮設歯科診療所、歯科巡回診療車の整備を補助し、仮設住宅などで生活する被災者の方々への診療を確保します。

お問い合わせ先 都道府県衛生主管部局の担当窓口

(岩手県・宮城県・福島県の代表 P28・29参照)



医療・福祉のこと

2 高齢者や障害者、児童への相談・生活支援 →1次補正 98億円

- 仮設住宅などにお住まいの方に、総合相談、高齢者などのデイサービス、生活支援などを提供する**サービス拠点を設置**しています。
- 避難所などで生活する高齢者や障害者、児童への専門家による相談・生活支援などをおこなっています。

お問い合わせ先 都道府県民生主管部局の各事業担当窓口
(岩手県・宮城県・福島県の代表 P28・29参照)

医療・福祉サービスなどの復旧・支援を進めています

1 施設の復旧など →1次補正 906億円

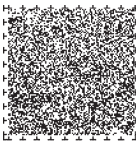
- 医療施設・保健衛生施設・福祉施設などの復旧に対する**国の補助を引き上げ**、健康や福祉を支えるこれら施設の復旧を加速させます。
- 被災した介護、障害福祉、子育て支援関係事業者などの復旧支援のため、事業再開に必要なとなる備品などの**諸経費を補助**しています。

お問い合わせ先
医療関係施設、保健衛生施設など…都道府県衛生主管部局の各施設担当窓口
介護関係施設、障害福祉関係施設、児童関係施設…
都道府県、指定都市、中核市の民生主管部局の各施設担当窓口
(岩手県・宮城県・福島県の代表 P28・29参照)

2 医療施設などの電力確保支援 →1次補正 119億円

停電に備え、救命救急センターや介護老人保健施設、重症心身障害児施設などであって、人工呼吸器などの機器を必要とされる方が入所されている施設である場合などには、**自家発電設備の整備**を補助しています。

お問い合わせ先
医療関係施設…都道府県衛生主管部局の各施設担当窓口
介護関係施設、障害福祉関係施設…
都道府県、指定都市、中核市の民生主管部局の各施設担当窓口
(岩手県・宮城県・福島県の代表 P28・29参照)



3 医療施設・福祉施設などの復旧のための融資 →1次補正 100億円 2次補正 40億円 **拡充**

被災した医療施設・福祉施設などが抱える二重債務問題に対応し、再建を支援するため、(独)福祉医療機構がおこなう融資について、震災前から抱えていた債務(旧債務)の条件変更や、新たな借入れ(新債務)の貸付条件の緩和をおこないます。

- 〈旧債務〉 ●被災した施設については、返済猶予(5年間以内)や償還期間の延長をおこないます。
- 再生の見込みがある施設については、さらなる条件変更(償還期間の延長、金利の見直しなど)をおこないます。
- 〈新債務〉 災害復旧のための融資について、第1次補正予算による緩和措置に加えて、さらに、以下のとおり貸付条件を緩和します。
- 融資枠は1,700億円です。

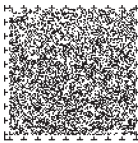
■医療貸付(医療施設・薬局などへの融資条件の優遇)

(建築資金：主な施設に対するもの)

	災害復旧に係る融資		通常の融資
	2次補正による緩和	1次補正による緩和	
貸付限度額	担保額を上限(補助金を除く)	担保額を上限(補助金を除く)	5～7.2億円
償還期間(据置期間)	20～39年以内(5年以内)	20～30年以内(5年以内)	20～30年以内(2～3年以内)
融資率	100%	100%	75・80%
貸付利率 (平成23年4月13日現在)	(病院・病床不足地域で償還期間30年の場合) <5年間> 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える分は通常金利▲0.9% <6・7年目> 通常金利から▲0.9%	(病院・病床不足地域で償還期間30年の場合) <5年間> 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える分は通常金利▲0.9% <6・7年目> 通常金利から▲0.9%	1.6～2.4%
担保額での制限	100%	100%	80%
無担保貸付	1,000万円まで	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%

(経営資金：主な施設に関するもの)

	災害復旧に係る融資		通常の融資
	2次補正による緩和	1次補正による緩和	
貸付限度額	診療(介護)報酬×3カ月	診療(介護)報酬×3カ月	300～1,500万円
償還期間(据置期間)	15年以内(5年以内)	10年以内(2年6カ月以内)	3(10)年以内(6カ月以内)
融資率	100%	100%	75・80%
貸付利率 (平成23年4月13日現在)	(病院) <5年間> 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える分は通常金利▲0.9% <6・7年目> 通常金利から▲0.9% <8年目以降> 通常金利から▲0.8%	(病院) <5年間> 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える分は通常金利▲0.9% <6・7年目> 通常金利から▲0.9% <8年目以降> 通常金利から▲0.8%	1.2%
担保額での制限	100%	100%	80%
無担保貸付	3,000万円まで	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%



医療・福祉のこと

■福祉貸付(社会福祉施設などへの融資条件の優遇)

(建設資金)

	災害復旧に係る融資		通常の融資
	2次補正による緩和	1次補正による緩和	
貸付限度額	担保額を上限(補助金を除く)	担保額を上限(補助金を除く)	5～7.2億円
償還期間(据置期間)	15～39年以内(2～3年以内)	15～30年以内(2～3年以内)	15～30年以内(2～3年以内)
融資率	100%	100%	75～80%
貸付利率	無利子	無利子	1.6～2.1%
担保額での制限	100%	100%	70%
無担保貸付	1,000万円まで	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%

(経営資金)

	災害復旧に係る融資		通常の融資
	2次補正による緩和	1次補正による緩和	
貸付限度額	診療(介護)報酬×3カ月	診療(介護)報酬×3カ月	300～1,500万円
償還期間(据置期間)	15年以内(5年以内)	10年以内(2年以内)	5年以内(6カ月以内)
融資率	100%	100%	50～80%
貸付利率	<5年間> 無利子 <6・7年目> 通常金利から▲0.9% <8年目以降> 通常金利から▲0.8%	<5年間> 無利子 <6・7年目> 通常金利から▲0.9% <8年目以降> 通常金利から▲0.8%	1.2%
担保額での制限	100%	100%	70%
無担保貸付	3,000万円まで	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%

お問い合わせ先

医療貸付:(独)福祉医療機構医療貸付部医療審査課

☎0120-3438-63 FAX 03-3438-0659

福祉貸付:(独)福祉医療機構福祉貸付部福祉審査課

☎0120-3438-62 FAX 03-3438-0583

旧債務に関する相談:

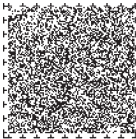
(独)福祉医療機構顧客業務部顧客業務課

☎0120-3438-64 FAX 03-3438-0248

(平日9:00～19:00 土日祝日9:00～17:00)

(独)福祉医療機構ホームページ

http://hp.wam.go.jp



4 生活衛生関係営業者などの復旧のための融資 →1次補正 21億円

被災した理容店、美容店、クリーニング店など生活衛生関係営業者など※の復旧を支援するため、(株)日本政策金融公庫が、設備資金や運転資金を融資しています。

■東日本大震災復興特別貸付

	現行		拡充		
	災害貸付	セーフティネット貸付 (経営環境変化資金)	東日本大震災復興特別貸付		
貸付対象	①直接被害者 ②間接被害者	③その他震災の影響を受けた者(原発、計画停電、風評など)	①直接被害者 ②間接被害者 原発被害者も対象	③その他震災の影響を受けた者(計画停電、風評など)	
貸付限度	3,000万円(上乗せ)	5,700万円(別枠)	6,000万円(上乗せ)		5,700万円(別枠)
貸付期間 (据置期間)	設備10年 運転10年(組合など) (2年)	運転8年 (3年)	設備20年 運転15年(組合など) (5年)	設備15年 運転15年(組合など) (3年)	運転8年 (3年)
貸付利率	基準利率 〈被害証明を受けた者〉 (当初3年) 1,000万円以内: 基準利率-0.9% 1,000万円超: 基準利率 (4年以降) 基準利率	基準利率 〈売上減少要件などに該当〉 (当初3年) ※ 特別利率(G、N、R) (4年以降) 基準利率	基準利率 〈被害証明を受けた者〉 (当初3年) 3,000万円以内 ※ ①基準利率-1.4% ②基準利率-0.9% 3,000万円超 ※ ①基準利率-0.5% ②基準利率 (4年以降) ※ ①基準利率-0.5% ②基準利率		基準利率 〈売上減少要件などに該当〉 (全期間) 特別利率(G、N、R) G:基準利率-0.2% N:基準利率-0.3% R:基準利率-0.5%

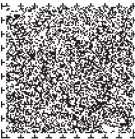
※ G:雇用の維持または拡大
N:売上減少
R:雇用の維持または拡大+売上減少

※ 売上減少などの要件に該当すれば、表示利率より最大0.5%引下げ

お問い合わせ先 日本政策金融公庫

☎0120-154-505 (月～金 9:00～19:00 祝日除く)

☎0120-220-353 (土日祝日 9:00～17:00)



子育て・教育のこと

学校施設などの復旧を支援しています

1 被災した公立学校の復旧を進めています →1次補正 962億円

応急仮設校舎の整備や比較的被害が軽い施設の早期の復旧を重点的に支援しています。

- 約2,300校の公立学校を復旧します。
- 国が復旧経費の2／3を補助しています。

2 私立学校の復旧を支援しています

災害復旧 →1次補正 626億円

教育研究活動を早期に復旧できるよう、校地校舎などの復旧・整備を支援しています。

- 約700校の私立学校(幼稚園から大学)を復旧します。
- 国が復旧経費の1／2以内を補助しています。

教育研究活動の復旧 →1次補正 212億円

- 被災した私立大学などにおける設備や備品など教育研究活動の復旧経費を国が補助しています。
- 被災した私立幼稚園から高等学校における設備や備品など教育活動の復旧経費の補助をおこなう都道府県に対し、国が補助しています。

無利子・長期低利融資 →1次補正 226億円

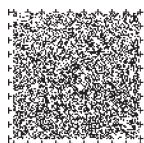
- 被災した私立学校の施設災害復旧にかかる費用および当面の経営資金を確保するため、日本私立学校振興・共済事業団において5年間の無利子およびその後の長期低利融資を実施しています。

公立学校施設の耐震化を進めています

→1次補正 340億円

地方公共団体から要望のあった耐震化工事を国が支援し、夏休み期間に集中して実施しています。

- 約1,200棟の耐震化を進めます。
- 国が工事費の1／2または1／3を補助しています。



被災した子どもの就学支援を進めています

→1次補正 113億円

●幼稚園

震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児に、市町村が保育料、入園料を軽減する事業を国が補助しています。

お問い合わせ先 各市町村(P28・29参照)または各幼稚園

●小・中学校

震災により就学困難となった児童生徒に、市町村が学用品費、通学費、学校給食費、医療費などを支給する事業を国が補助しています。

お問い合わせ先 各市町村(P28・29参照)または各学校

●高等学校

震災により就学困難となった生徒に、都道府県がおこなう奨学金事業を国が補助しています。

お問い合わせ先 各都道府県または各学校

(岩手県・宮城県・福島県の代表 P28・29参照)

●私立学校

震災により就学困難となった幼児児童生徒に、授業料など減免措置をおこなう私立学校に補助をおこなう都道府県に対し、国が補助しています。

お問い合わせ先 各都道府県または各学校

(岩手県・宮城県・福島県の代表 P28・29参照)

●特別支援(幼・小・中・高)

震災により就学困難となった幼児児童生徒に、都道府県などが就学奨励する事業を国が補助しています。

お問い合わせ先 各都道府県または各特別支援学校

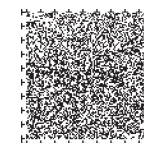
(岩手県・宮城県・福島県の代表 P28・29参照)

●私立専修学校・各種学校

震災により就学困難となった生徒に、授業料など減免措置をおこなう私立専修学校・各種学校に補助をおこなう都道府県に対し、国が補助しています。

お問い合わせ先 各都道府県または各学校

(岩手県・宮城県・福島県の代表 P28・29参照)



子育て・教育のこと

被災した大学生などを支援しています

1 無利子の奨学金を貸与しています →1次補正 35億円

災害や保護者の失職などによって家計が急変した学生に、**無利子の奨学金**を貸与しています。

お問い合わせ先 在学されている各学校の奨学金担当部署

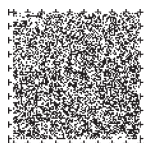
2 授業料などを減額・免除しています →1次補正 41億円

被災した学生を対象にした**授業料などの減額・免除**を補助しています。

お問い合わせ先 在学されている各国立大学、各国立高等専門学校、
各私立大学などの授業料担当部署

スクールカウンセラーを派遣しています →1次補正 30億円

被災した児童生徒などの心のケア、教職員・保護者などへの助言・援助などに対応するため、費用(1,300人相当)を国が全額負担し、**スクールカウンセラー**などを被災地などの学校に派遣しています。



がれき・廃棄物処理のこと

災害廃棄物の処理を進めます

1 災害廃棄物の処理を支援しています →1次補正 3,519億円

地方公共団体がおこなう災害廃棄物(がれきなど)の処理に対する国の補助率を**最大9割**まで引き上げました。

●現在住民が生活を営んでいる場所の近くにある災害廃棄物については、当面**8月を目途に撤去**し、生活環境に支障がない場所に移動するよう地方公共団体に要請しました。

この事業についてのお問い合わせ先：

環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 03-5501-3154(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX:03-3593-8263

2 廃棄物処理施設の復旧を支援しています →1次補正 164億円

地方公共団体がおこなうごみ処理施設などの復旧に対する国の補助利率を**最大8～9割**に引き上げました。

平成23年度補正予算で、被害報告のあった施設の大部分の復旧に着手できる見込みです。

この事業についてのお問い合わせ先：

環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 03-5501-3154(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX:03-3593-8263

被災地の環境モニタリングを強化します →1次補正 4億円

建築物解体やがれき処理などによりアスベストが飛散し、被災した工場などから有害物質などが漏れているおそれがあります。

こうした**環境汚染の状況を緊急に調査**し、復旧活動に役立てます。

●モニタリングの結果は、調査結果が判明したものから順次、**環境省ホームページに掲載**などの方法により公表しています。

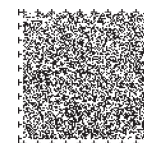
この事業についてのお問い合わせ先：

環境省水・大気環境局大気環境課(アスベスト関係) 03-5521-8295

または同局総務課(アスベスト関係以外) 03-5521-8288

FAX:03-3580-7173

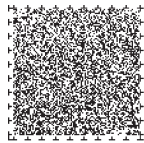
(月～金 9:30～18:15 祝日除く)



県・市町村役場連絡先一覧

記載の電話番号は代表または災害対策本部など(6月8日現在)

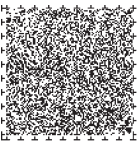
■岩手県	019-651-3111
盛岡市	019-651-4111
宮古市	0193-62-2111
大船渡市	0192-27-3111
花巻市	0198-24-2111 (内線301、316、317)
北上市	0197-64-2111 (内線3595、3596)
久慈市	0194-52-2111 (内線611、612)
遠野市	0198-62-2111
一関市	0191-21-2111
陸前高田市	0192-59-2111
釜石市	0193-22-2111
二戸市	0195-23-3111
八幡平市	0195-76-2111
奥州市	0197-24-2111
雫石町	019-692-2111
葛巻町	0195-66-2111
岩手町	0195-62-2111
滝沢村	019-684-2111
紫波町	019-672-2111
矢巾町	019-697-2111
西和賀町	0197-82-2111
金ヶ崎町	0197-42-2111
平泉町	0191-46-2111
藤沢町	0191-63-2111
住田町	0192-46-2111
大槌町	0193-42-2111
山田町	0193-82-3111
岩泉町	0194-22-2111
田野畑村	0194-34-2111
普代村	0194-35-2111



軽米町	0195-46-2111
野田村	0194-78-2111
九戸村	0195-42-2111
洋野町	0194-65-2111
一戸町	0195-33-2111
■宮城県	022-211-2111
仙台市	022-261-1111
石巻市	0225-95-1111
塩竈市	022-364-1111
気仙沼市	0226-22-6600
白石市	0224-22-1314
名取市	022-384-2111
角田市	0224-63-2123
多賀城市	022-368-1141
岩沼市	0223-22-1111
登米市	0220-22-2111
栗原市	0228-22-1149
東松島市	0225-82-1111
大崎市	0229-23-2111
蔵王町	0224-33-2211
七ヶ宿町	0224-37-2111
大河原町	0224-53-2111
村田町	0224-83-2111
柴田町	0224-55-2111
川崎町	0224-84-2111
丸森町	0224-72-2111
亘理町	0223-34-1111
山元町	0223-37-1111
松島町	022-354-5701
七ヶ浜町	022-357-2111
利府町	022-767-2111
大和町	022-345-1111
大郷町	022-359-3111
富谷町	022-358-3111
大衡村	022-345-5111
色麻町	0229-65-2111
加美町	0229-63-3111

涌谷町	0229-43-2112
美里町	0229-33-2111
女川町	0225-54-3131
南三陸町	0226-46-2600
■福島県	024-521-1111
福島市	024-535-1111
会津若松市	0242-39-1111
郡山市	024-924-7111
いわき市	0246-25-0500
白河市	0248-22-1111
須賀川市	0248-75-1111
喜多方市	0241-24-5221
相馬市	0244-37-2121
二本松市	0243-23-1111
田村市	0247-81-2111
南相馬市	0244-24-5232
伊達市	024-575-1111
本宮市	0243-33-1111
桑折町	024-582-2111
国見町	024-585-2111
川俣町	024-566-2111
大玉村	0243-48-3131
鏡石町	0248-62-2111
天栄村	0248-82-2111
下郷町	0241-69-1122
檜枝岐村	0241-75-2311
只見町	0241-82-5050
南会津町	0241-62-6100
北塩原村	0241-23-3111
西会津町	0241-45-2211
磐梯町	0242-74-1211
猪苗代町	0242-62-2111
会津坂下町	0242-84-1503
湯川村	0241-27-8800
柳津町	0241-42-2112
三島町	0241-48-5511
金山町	0241-54-5111

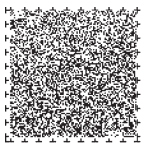
昭和村	0241-57-2111
会津美里町	0242-55-1122
西郷村	0248-25-1111
泉崎村	0248-53-2111
中島村	0248-52-2111
矢吹町	0248-42-2111
棚倉町	0247-33-2111
矢祭町	0247-46-3131
塙町	0247-43-2111
鮫川村	0247-49-3111
石川町	0247-26-2111
玉川村	0247-57-3101
平田村	0247-55-3111
浅川町	0247-36-4121
古殿町	0247-53-3111
三春町	0247-62-2111
小野町	0247-72-2111
広野町	0246-43-1330・1331
檜葉町	0242-56-2155
いわき出張所	0246-46-2551・2552
富岡町	0120-336-466
川内村	024-946-3375・ 3378・3382・8828
大熊町	0242-26-3844
双葉町	0480-73-6880
浪江町	03-5638-5055
葛尾村	0242-83-0271
新地町	0244-62-2111
飯舘村	(平日昼間のみ) 0244-42-1611 (24時間対応) 0244-42-1626



お問い合わせ先一覧

●労働基準監督署

〈岩手県〉	
盛岡	TEL 019-621-5115 FAX 019-621-5116
宮古	TEL 0193-62-6455 FAX 0193-62-6456
釜石	TEL 0193-23-0651 FAX 0193-23-0653
花巻	TEL 0198-23-5231 FAX 0198-23-5233
一関	TEL 0191-23-4125 FAX 0191-23-4126
大船渡	TEL 0192-26-5231 FAX 0192-26-5232
二戸	TEL 0195-23-4131 FAX 0195-23-4132
〈宮城県〉	
仙台	TEL 022-299-9071 FAX 022-299-9078
石巻(気仙沼臨時窓口)	TEL 0226-25-6921 FAX 0226-22-7662
古川	TEL 0229-22-2112 FAX 0229-23-7968
大河原	TEL 0224-53-2154 FAX 0224-53-2188
瀬峰	TEL 0228-38-3131 FAX 0228-38-3132
〈福島県〉	
福島	TEL 024-536-4610 FAX 024-536-4614
郡山	TEL 024-922-1370 FAX 024-922-1487
いわき	TEL 0246-23-2255 FAX 0246-25-1097
会津	TEL 0242-26-6494 FAX 0242-26-6496
白河	TEL 0248-24-1391 FAX 0248-24-1393
須賀川	TEL 0248-75-3519 FAX 0248-75-3520
会津(喜多方)	TEL 0241-22-4211 FAX 0241-22-4212
相馬	TEL 0244-36-4175 FAX 0244-36-4176
富岡	TEL 0246-35-0050 FAX 0246-22-1230



●ハローワーク

〈岩手県〉	
盛岡	TEL 019-624-8902～8 FAX 019-654-9305
沼宮内	TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312
釜石	TEL 0193-23-8609 FAX 0193-23-1572
遠野	TEL 0198-62-2842 FAX 0198-62-1079
宮古	TEL 0193-63-8609 FAX 0193-62-2267
花巻	TEL 0198-23-5118 FAX 0198-22-5477
一関	TEL 0191-23-4135 FAX 0191-26-3418
水沢	TEL 0197-24-8609 FAX 0197-22-3807
北上	TEL 0197-63-3314 FAX 0197-63-7734
大船渡	TEL 0192-27-4165 FAX 0192-27-0134
二戸	TEL 0195-23-3341 FAX 0195-25-4782
久慈	TEL 0194-53-3374 FAX 0194-53-6174
盛岡新卒応援ハローワーク	TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608
〈宮城県〉	
仙台	TEL 022-299-8811 FAX 022-299-8830
大和	TEL 022-345-2350 FAX 022-345-0596
石巻	TEL 0225-95-0158 FAX 0225-22-2442
石巻(立町臨時庁舎) 職業相談コーナー	TEL 0225-21-5390 FAX 0225-94-9501
高卒(予定)者相談コーナー	TEL 0225-21-5391 FAX 0225-94-9540
塩釜	TEL 022-362-3361 FAX 022-362-1531
古川	TEL 0229-22-2305 FAX 0229-22-2353
大河原	TEL 0224-53-1042 FAX 0224-52-3989
白石	TEL 0224-25-3107 FAX 0224-25-8977
築館	TEL 0228-22-2531 FAX 0228-22-6892

迫	TEL 0220-22-8609 FAX 0220-22-9579
気仙沼	TEL 0226-41-6720 FAX 0226-22-9241
仙台新卒応援ハローワーク	TEL 022-726-8055 FAX 022-726-8058

〈福島県〉	
福島	TEL 024-534-4121 FAX 024-534-0423
平	TEL 0246-23-1421 FAX 0246-22-1088
磐城	TEL 0246-54-6666 FAX 0246-54-6667
勿来	TEL 0246-63-3171 FAX 0246-77-0165
会津若松	TEL 0242-26-3333 FAX 0242-38-2332
南会津	TEL 0241-62-1101 FAX 0241-63-1056
喜多方	TEL 0241-22-4111 FAX 0241-22-3881
郡山	TEL 024-942-8609 FAX 024-941-1940
白河	TEL 0248-24-1256 FAX 0248-23-4749
須賀川	TEL 0248-76-8609 FAX 0248-75-4930
相双	TEL 0244-24-3531 FAX 0244-24-3532
相馬	TEL 0244-36-0211 FAX 0244-37-2376
富岡 (ハローワーク平に併設)	TEL 0246-24-3055 FAX 0246-22-1088
二本松	TEL 0243-23-0343 FAX 0243-62-2737
福島新卒応援ハローワーク	TEL 024-534-0466 FAX 024-534-0441

●メンタルヘルス対策支援センター

〈岩手県〉	
	TEL 019-652-1466 FAX 019-652-1466
〈宮城県〉	
	TEL 022-267-4671 FAX 022-267-4283
〈福島県〉	
	TEL 024-529-6150 FAX 024-529-6152

●公共職業能力開発施設

〈青森県〉	
青森職業能力開発促進センター	TEL 017-777-1234 FAX 017-777-1187
東北職業能力開発大学校附属 青森職業能力開発短期大学校	TEL 0173-37-3201 FAX 0173-37-3203
〈岩手県〉	
岩手職業能力開発促進センター	TEL 0198-23-5354 FAX 0198-22-4139
〈宮城県〉	
宮城センター(仙台事務所)	TEL 022-292-2753 FAX 022-292-3230
東北職業能力開発大学校	TEL 0228-22-2082 FAX 0228-22-2432
〈福島県〉	
福島職業能力開発促進センター	TEL 024-534-3637 FAX 024-534-3638
いわき職業能力開発促進センター	TEL 0246-26-1231 FAX 0246-26-1237
会津職業能力開発促進センター	TEL 0242-26-0515 FAX 0242-26-1585
〈茨城県〉	
茨城職業能力開発促進センター	TEL 0297-22-8800 FAX 0297-22-8822
(都道府県がおこなう公共職業訓練については各都道府県にお問い合わせください)	

●労働局

〈岩手県〉	
岩手労働局	TEL 019-604-3001(代) FAX 019-604-1531
〈宮城県〉	
宮城労働局	TEL 022-299-8833(代) FAX 022-299-8846
〈福島県〉	
福島労働局	TEL 024-536-4600(代) FAX 024-535-6595

